

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 33 (29.10.12)	地域振興	<p>選挙投票所における政党名表記に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 選挙において、支持する政党がない、いわゆる「無党派」について、投票所で「支持政党なし」又は「なし」と書くことで、その名称を有する政党が得票してしまうという事象が発生している。</p> <p>2016 年 7 月 10 日に投開票された参議院議員通常選挙の比例代表で、政治団体「支持政党なし」の得票が 64 万票を超えた。新聞報道によれば、無党派の有権者が「どの政党にも入れない」つもりで投票してしまう可能性を、同団体側も認識していたという。専門家は「制度の盲点を突いた行為で選挙の冒とくだ」と批判している。</p> <p>同団体は、2013 年から「支持政党なし」を名称に使用している。同団体の名称が「新党本質」だった 2009 年衆議院議員総選挙の比例代表北海道ブロックでの得票数は 7,399 票だったが、2014 年衆議院議員総選挙の同ブロックでは 10 万票余を獲得した。総務省によると、「なし」とだけ書かれた票は、従来は無効票とされていたが、「支持政党なし」が出て以降は、各開票所の責任者が判断しているという。つまり、投票価値の平等の帰結として、一人ひとりの一票は平等に扱われるべきであるにもかかわらず、明確な基準がないということになる。</p> <p>同団体の政策は「一切なし」であり、既存政党の政策に対しインターネット上で賛否を問い、結果に応じて国会で議決権を行使するという。同団体の代表は「気に入っている名称なので、しばらく使うつもり」と語ったとのことである。</p> <p>西川伸一明治大学教授（政治学）は「紛らわしい名称で有権者の誤認に便乗しようという考えが明らか。政党の主張を支持して投票する人に非礼を働いている」と分析し、「議員が負うべき責任をネットに転嫁しているだけ」と批判する。松本正生埼玉大学教授（政治意識論）は「白票と似た意味の既存政党批判票を狙っているのだから、選挙そのものを冒とくしている」と非難している。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>選挙は、一定の政治理念を持ち、「全体の奉仕者」（日本国憲法第 15 条第 2 項）として、住民の福祉の向上に寄与する議員（特別職公務員）を選ぶ行為であり、当該投票行動が、政党に対するものなのか、または「私は無党派です」と、いわば白票の意味で入れているのか分別できなければ、選挙制度の意義や信頼を没却するものになってしまう。</p> <p>本心をいえば、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等に「政党は、その政党名に『無党派』『支持政党なし』等の、有権者に誤認を生じさせるおそれのある文言を入れてはならない」旨の規定を盛り込むべきことを求めたいところであるが、これは、集会結社の自由（憲法第 21 条）等との兼ね合いで難しいものと思われ、運用における工夫で誤認投票が生じないようにすべきであると考えます。</p> <p>そこで、選挙の投票所において、「支持政党なし」（政党名）のように、当該団体が政党であることを明示して、誤認投票を防止すべきことを求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により国に対し提出することをお願いしたい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>選挙の投票所において、「支持政党なし」（政党名）のように、当該団体が政党であることを明示して、誤認投票を防止すべきことを求める意見書を、鳥取県議会から国に対して提出すること。</p>	
--	--	---	--